



「にぎわいのある水辺空間の創出」

令和3年9月28日

河川課





● 三重県において「にぎわいのある水辺空間」をつくっていくのはどうしたら良いか?





1 これまでの水辺整備

- · • P4
- 2 河川空間のオープン化 ・・・・ P5~10 ~事例、イメージ、適用される条件~
- 3 にぎわい創出にむけた課題と取組
 - ··· P11~12



人々の安全安心な生活を守るために、水害を軽減する河川整備が強く望まれ、堤防や防潮堤、 水門等の整備を進めてきた結果、人々の生活が水辺から遠ざかってしまいました。



平成9年の河川法改正により環境が河川管理の目的に加えられるなど、河川環境に対する関心の高まりにより、河川整備も堤防の親水性を高める整備や水辺の景観整備などを経て、全国的に賑わいを水辺空間に再生する動きが広がっています。



国土交通省では、豊かな自然などの観光資源や、都市部の貴重なオープンスペースとしての価値を有する河川敷地において、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適で「にぎわいのある水辺空間」の創出を進めています。

(事例) 水辺のオープンカフェ







「河川空間のオープン化」とは

〇河川敷地の占用:原則として公的主体(地方公共団体等)に限られている。(営業活動は不可)

○要望の高まり:河川空間を積極的に活用したい

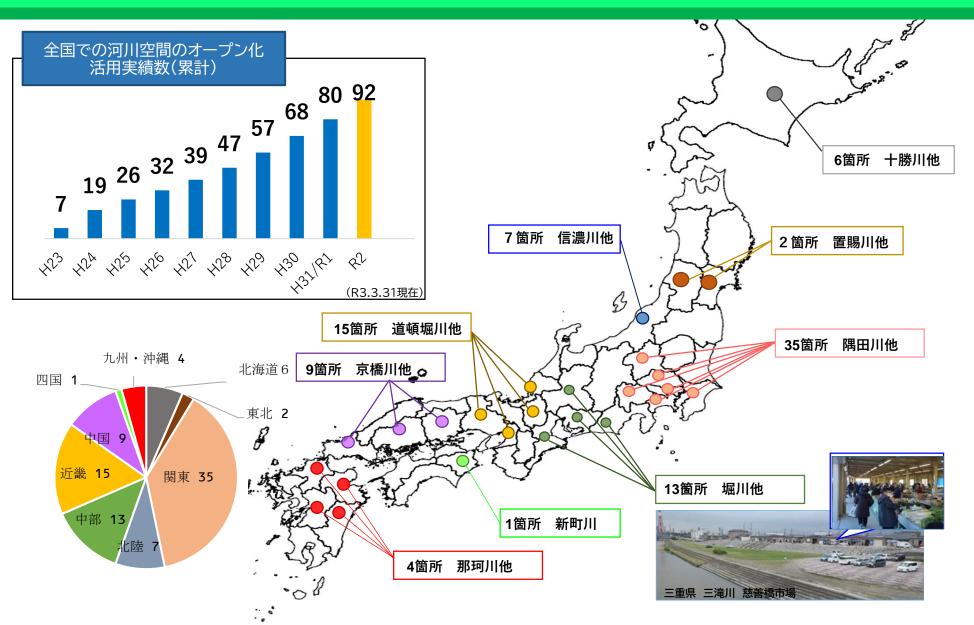
〇平成23年度

河川敷地占用許可準則を改正:一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も 営業活動を行うことが可能。



河川空間のオープン化事例(その1)







河川空間のオープン化事例(その2)

地域の活性化









河川空間のオープン化事例(その3)

イベント利用



愛知県 堀川 500人大合唱



愛知県 堀川 なやばし夜市



愛知県 堀川 ゴンドラウェディング



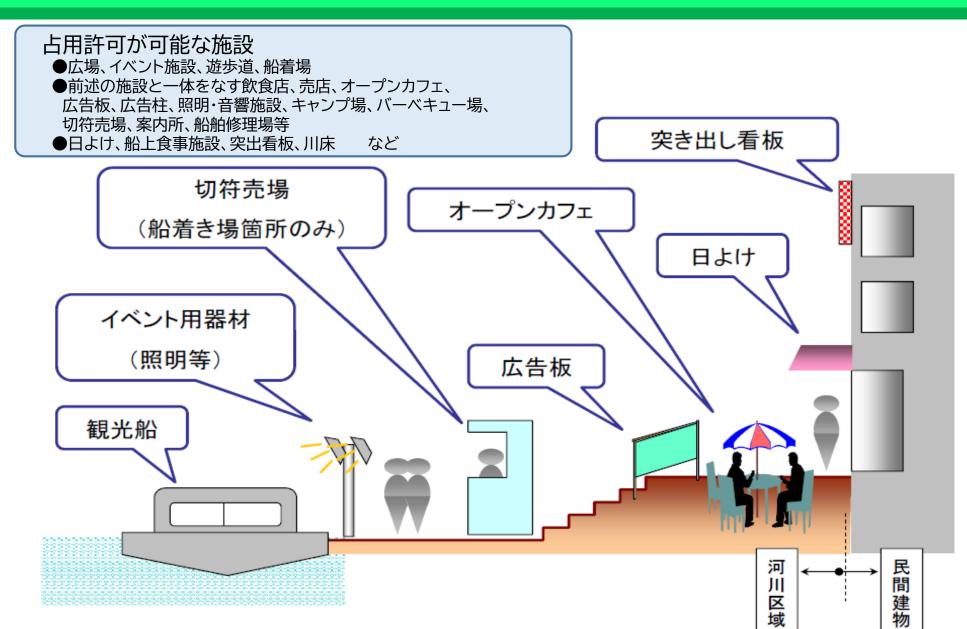
福井県 足羽川 カヌー体験会



愛知県 乙川 サップフェスティバル



河川空間利用のイメージ





協議会の活用等(※)により、以下の事項について、地域の合意が図られていること。

区 域 : 治水上・利水上支障のない区域を指定(都市・地域再生等利用区域)

占用方針 : 施設、許可方針(許可条件)

占用主体 : 公的主体のほか、営業活動を行う事業者等も可能

- ▶ 通常の占用許可でも満たすべき基準に該当すること。
 - 治水上及び利水上の支障がないこと、他の者の利用を著しく妨げないこと、河川 整備計画等に沿うものであること、土地利用の状況・景観・環境と調和したもので あること
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。
- ※協議会によること以外にも、地元市町村があらかじめ河川管理者と協議の上、都市再生特別措置法(平成14年 法律第22号)第46条第1項に規定する都市再生整備計画に河川敷地の利用について定めていること、地元市 町村の同意があることなど、地域の合意が確認できる幅広い手法によることができる。



にぎわい創出にむけた課題と取組(その1)

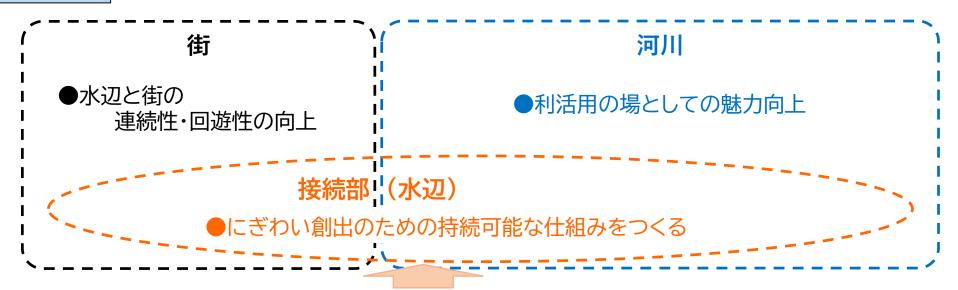


課題

- ○豊かな自然に囲まれており観光資源としての水辺の活用が可能であるが、 今まで積極的に検討された事例が少ない。
- ○地域の活性化等のため民間企業の自由なアイデアの活用や民間資本の参入が必要。

取組

(オープン化事例からみた3つの取組)



にぎわいの担い手・経済活動を誘導する必要あり



こだわい創出にむけた課題と取組(その2)



